

新潟市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 7 月 8 日

新潟市長

中原八一

新潟市条例第 28 号

新潟市市税条例の一部を改正する条例

新潟市市税条例（昭和 37 年新潟市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条の 4 第 1 項中「第 78 条第 2 項第 2 号及び第 3 号」を「第 78 条第 2 項第 2 号から第 4 号まで」に改め、「同条第 3 項及び」を削る。

第 89 条第 2 項中「民法」の次に「（明治 29 年法律第 89 号）」を加える。

附則第 3 条の 2 の 3 を削る。

附則第 8 条の 2 中第 2 2 項を第 2 3 項とし、第 1 3 項から第 2 1 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 1 2 項の次に次の 1 項を加える。

13 法附則第 15 条第 2 5 項第 2 号に規定する設備について同号の条例で定める割合は、7 分の 6 とする。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 23 条の 4 第 1 項の改正規定及び附則第 3 条の 2 の 3 を削る改正規定並びに次条の規定は、公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 30 号）の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第 2 条 所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）附則第 3 条第 1 項の規定の適用がある場合における前条ただし書に掲げる規定による改正後の新潟市市税条例第 23 条の 4 第 1 項の規定の適用については、同項中「寄附金（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 41 条の 18 の 2 第 1 項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年

法律第 8 号) 附則第 3 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第 1 条の規定による改正前の所得税法第 7 8 条第 3 項の規定及び租税特別措置法 (昭和 3 2 年法律第 2 6 号) 第 4 1 条の 1 8 の 2 第 1 項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。) 」とする。

(固定資産税に関する経過措置)

第 3 条 この条例による改正後の新潟市市税条例附則第 8 条の 2 第 1 3 項の規定は、この条例の施行の日以後に取得される地方税法 (昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号) 附則第 1 5 条第 2 5 項第 2 号に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する令和 7 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。